

○ 地方年金記録訂正審議会規則（平成27年厚生労働省令第83号）

（所掌事務）

第一条 地方年金記録訂正審議会（以下「審議会」という。）は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百条の九第三項の規定により読み替えられた同法第二十八条の四第三項及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百九条の九第三項の規定により読み替えられた同法第十四条の四第三項の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務をつかさどる。

（組織）

第二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第三条 委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）は、学識経験のある者のうちから、地方厚生局長が任命する。

（委員の任期等）

第四条 委員の任期は、二年とし、一年ごとに、その半数を任命する。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、第二条第二項の規定による特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 委員等は、非常勤とする。

5 委員等は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会長）

第五条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

（部会）

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員等は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員等のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（議事）

第七条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半

数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

4 委員等は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(資料の提出等の要求)

第八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方厚生局長又は地方厚生支局長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求め、又は国民年金法第十四条の二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)又は厚生年金保険法第二十八条の二第一項(同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定により訂正の請求をした者、事業主その他の関係者の意見を聴くことができる。

2 前項の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、地方厚生局年金審査課において処理する。

(雑則)

第十条 この省令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行に伴い新たに任命される委員のうち、地方厚生局長が任命の際に指名する者の任期は、第四条第一項の規定にかかわらず、一年とする。

関東信越地方年金記録訂正審議会運営規則

平成27年4月20日

関東信越地方年金記録訂正審議会会長決定

(趣旨)

第一条 関東信越地方年金記録訂正審議会（以下「審議会」という。）の運営については、地方年金記録訂正審議会規則（平成27年厚生労働省令第83号）の定めるところによるほか、この規則の定めるところによる。

(招集)

第二条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会を招集するときは、あらかじめ、日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、委員及び議事に関係のある臨時委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

3 委員及び議事に関係のある臨時委員は、事故のため出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に届けなければならない。

(副会長)

第三条 審議会は、3人以内の副会長を置くことができる。

2 副会長は会長が指名する。

(会議の議事)

第四条 会長は、議長として審議会の審議を運営する。

(部会)

第五条 審議会に、26以内の部会を置くことができる。

(諮問の付議)

第六条 会長は、国民年金法第十四条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は厚生年金保険法第二十八条の二第一項（同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求（以下「請求事案」という。）について、関東信越厚生局長の諮問を受けたときは、各部会の部会長の意見を聴いて、取り扱う部会を定め、請求事案を当該部会に付議することができる。

2 部会長は、当該部会に係属している請求事案について、当該部会で取り扱うことが不相当と認める場合には、直ちに、会長にその旨を報告しなければならない。

3 会長は、前項の規定による報告があった場合において、請求事案を取り扱う部会を変更する必要があると認めるときは、関係する部会の部会長の意見を聴いて、当該事案を取り扱う部会を変更することができる。

(議決)

第七条 前条の規定に基づき部会に付議された請求事案については、会長の同意を得て、部会の議決を審議会の議決とすることができる。

第八条 委員及び議事に関係のある臨時委員は、審議会の議決に際して、やむを得ない理由により議決前に退席しようとする場合において、当該議題について賛否を明らかにし

た書面を会長に提出し、会長が会議に諮ってこれを受理したときは、当該議題の議決に加わることができる。

(委員等の除斥)

第九条 地方年金記録訂正審議会規則第七条第四項に規定する自己の利害に係る議事とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- 一 委員若しくは臨時委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が請求事案の請求者（以下「請求者」という）であるとき
- 二 委員若しくは臨時委員が請求者の4親等内の血族、3親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき
- 三 委員又は臨時委員が請求者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人若しくは補助監督人であるとき
- 四 委員若しくは臨時委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が当該請求事案に係る事業所の代表者、役員若しくは職員であるとき、又はあったとき
- 五 前各号に掲げるもののほか、委員又は臨時委員が、当該請求事案につき特別な利害関係を有するとき

(会議の公開)

第十条 会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる。

(口頭意見陳述)

第十一条 審議会は、請求者から申立てがあったときは、当該請求者に口頭で意見を述べる機会を与えるものとする。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 請求者は、前項の規定により意見を述べるに当たっては、審議会の許可を得て、その者の家族その他の関係人とともに出席することができる。
- 3 第一項の請求者の意見は、審議会の開催地又は開催地以外の地で聴取することができる。
- 4 審議会は、第一項の請求者の意見聴取を行う場合には、委員又は議事に関係のある臨時委員であって、会長が指名するものに行わせることができる。
- 5 前項の指名を受けた委員又は議事に関係のある臨時委員は、第一項の請求者の口頭意見陳述を聴取したときは、当該口頭意見陳述の要旨を記載した書面を作成し、審議会に報告するものとする。

(説明聴取)

第十二条 審議会は、必要があると認めるときは、事業主その他関係者に対し、口頭での説明を求めることができる。

- 2 前項の説明は、審議会の開催地又は開催地以外の地で聴取することができる。
- 3 審議会は、第一項の口頭説明の聴取を行う場合には、委員又は議事に関係のある臨時委員であって、会長が指名するものに行わせることができる。
- 4 前項の指名を受けた委員又は議事に関係のある臨時委員は、第一項の口頭説明の聴取を行ったときは、当該口頭説明の要旨を記載した書面を作成し、審議会に報告するものとする。

(議事要旨等)

第十三条 審議会における議事は、次に掲げる事項を議事要旨に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
 - 二 出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の氏名
 - 三 議事となった事項
- 2 議事要旨は公開するものとする。
 - 3 審議会の議事の経過は、議事録を作成するものとする。
 - 4 議事録には、会長及び会長の指名する委員2名が署名するものとする。

(答申)

第十四条 審議会の答申は、書面をもって行うものとする。

- 2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 結論
 - 二 請求の要旨等
 - 三 判断の理由
- 3 審議会の答申は、公開するものとする。

(諮問の取下げ)

第十五条 審議会は、関東信越厚生局長から諮問の取下げがあったときは、答申をすることを要しないものとする。

(部会への適用)

第十六条 部会の運営について、第二条、第四条、第八条及び第十条から第十三条（第四項を除く。）までの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは「部会に属する委員及び臨時委員」と、「委員又は議事に関係のある臨時委員」とあるのは「部会に属する委員又は臨時委員」と、「委員若しくは議事に関係のある臨時委員」とあるのは「部会に属する委員若しくは臨時委員」と読み替えて適用するものとする。

(雑則)

第十七条 この規則に定めるもののほか、審議会の事務手続に関し必要な事項は、会長が定める。

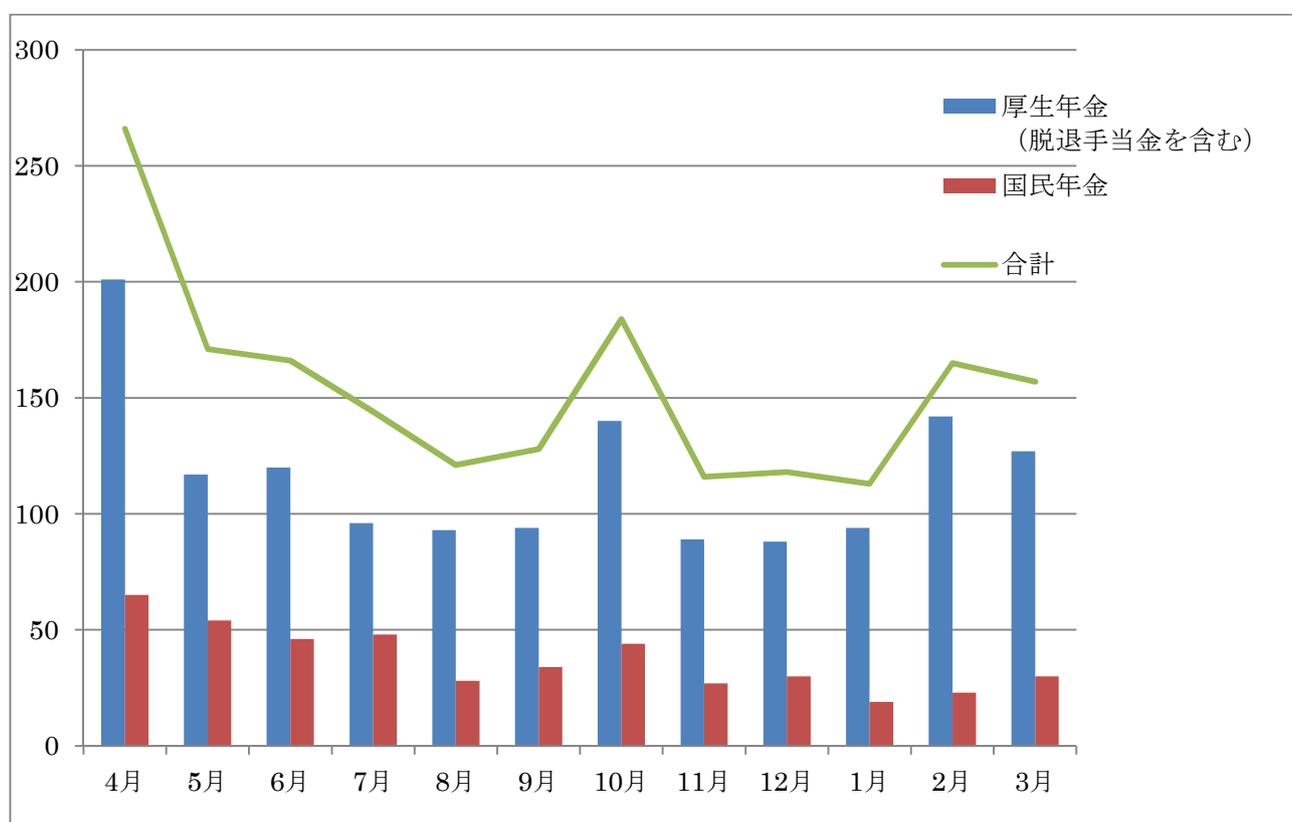
附 則

この運営規則は、平成27年4月20日から施行する。

年金記録訂正請求書の月別受付状況 (年金審査課及び各年金審査分室合計)

(件)

各月	厚生年金保険 (脱退手当金を含む)	国民年金	合計
4月	201	65	266
5月	117	54	171
6月	120	46	166
7月	96	48	144
8月	93	28	121
9月	94	34	128
10月	140	44	184
11月	89	27	116
12月	88	30	118
1月	94	19	113
2月	142	23	165
3月	126	38	164

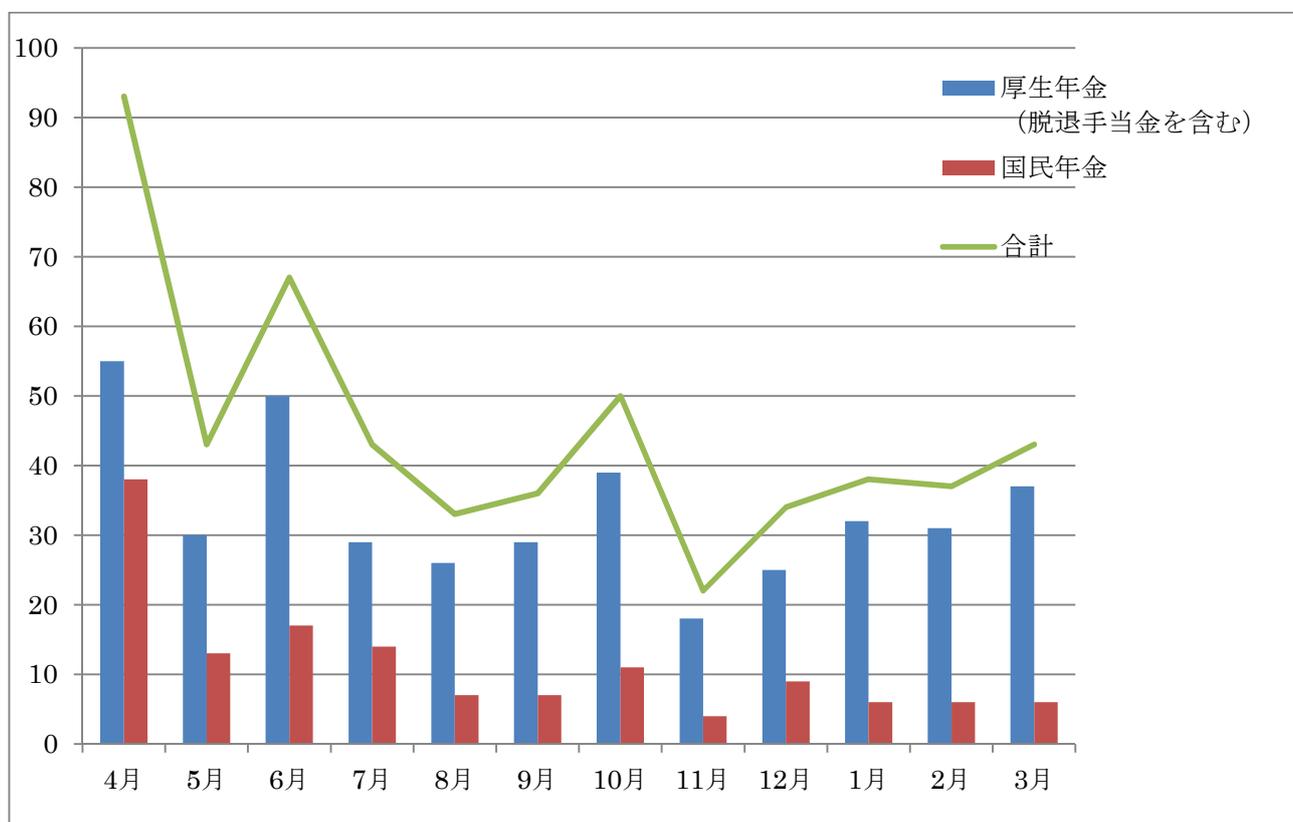


年金記録訂正請求書の月別受付状況

(年金審査課)

(件)

各月	厚生年金保険 (脱退手当金を含む)	国民年金	合計
4月	55	38	93
5月	30	13	43
6月	50	17	67
7月	29	14	43
8月	26	7	33
9月	29	7	36
10月	39	11	50
11月	18	4	22
12月	25	9	34
1月	32	6	38
2月	31	6	37
3月	37	12	49

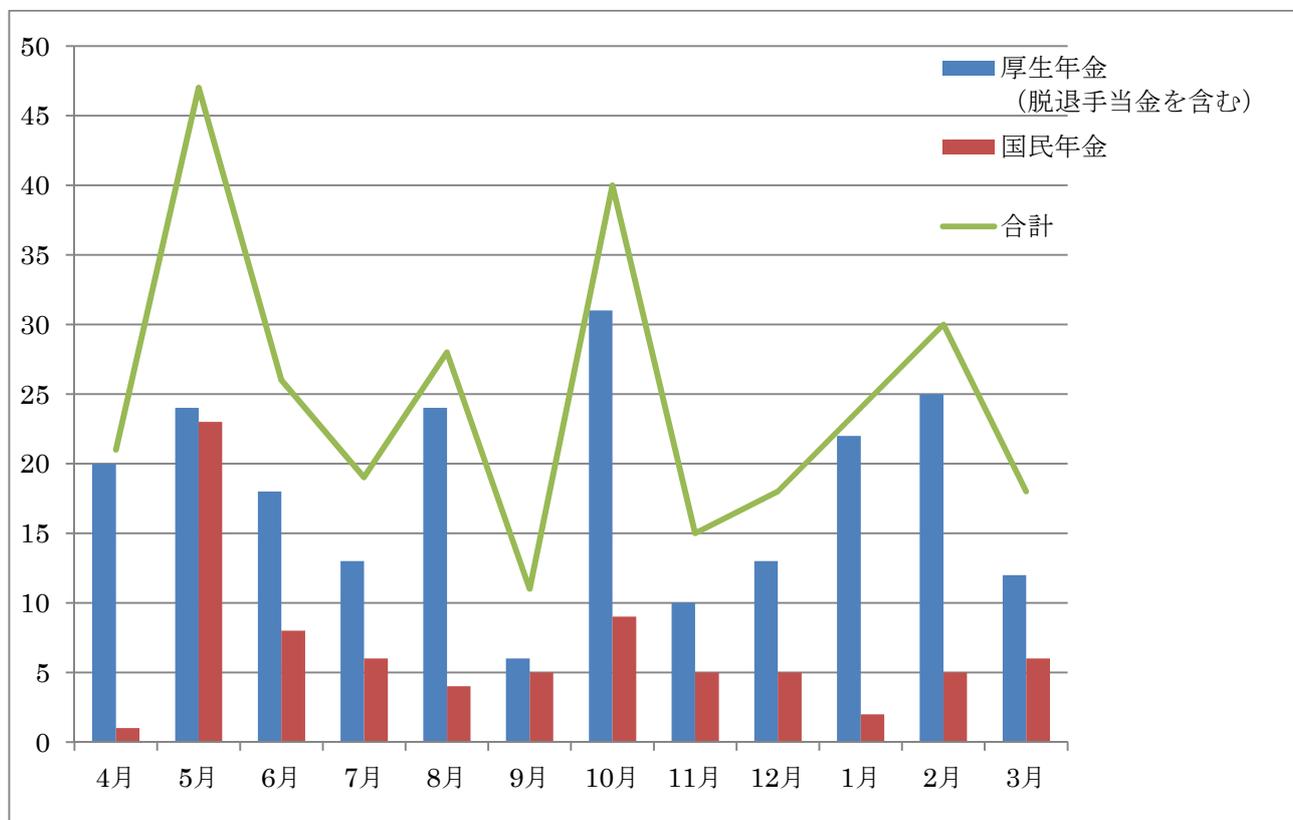


年金記録訂正請求書の月別受付状況

(千葉年金審査分室)

(件)

各月	厚生年金保険 (脱退手当金を含む)	国民年金	合計
4月	20	1	21
5月	24	23	47
6月	18	8	26
7月	13	6	19
8月	24	4	28
9月	6	5	11
10月	31	9	40
11月	10	5	15
12月	13	5	18
1月	22	2	24
2月	25	5	30
3月	12	6	18

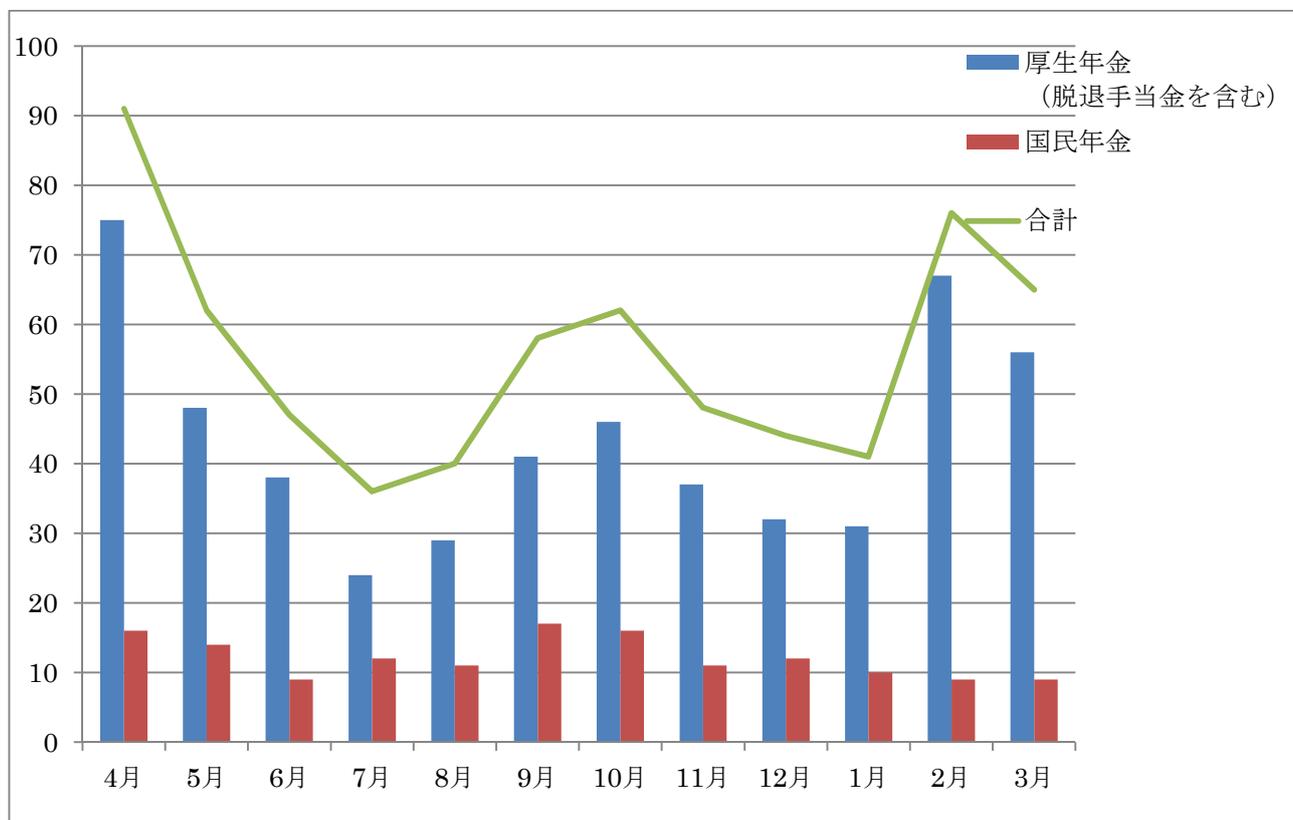


年金記録訂正請求書の月別受付状況

(東京年金審査分室)

(件)

各月	厚生年金保険 (脱退手当金を含む)	国民年金	合計
4月	75	16	91
5月	48	14	62
6月	38	9	47
7月	24	12	36
8月	29	11	40
9月	41	17	58
10月	46	16	62
11月	37	11	48
12月	32	12	44
1月	31	10	41
2月	67	9	76
3月	55	11	66

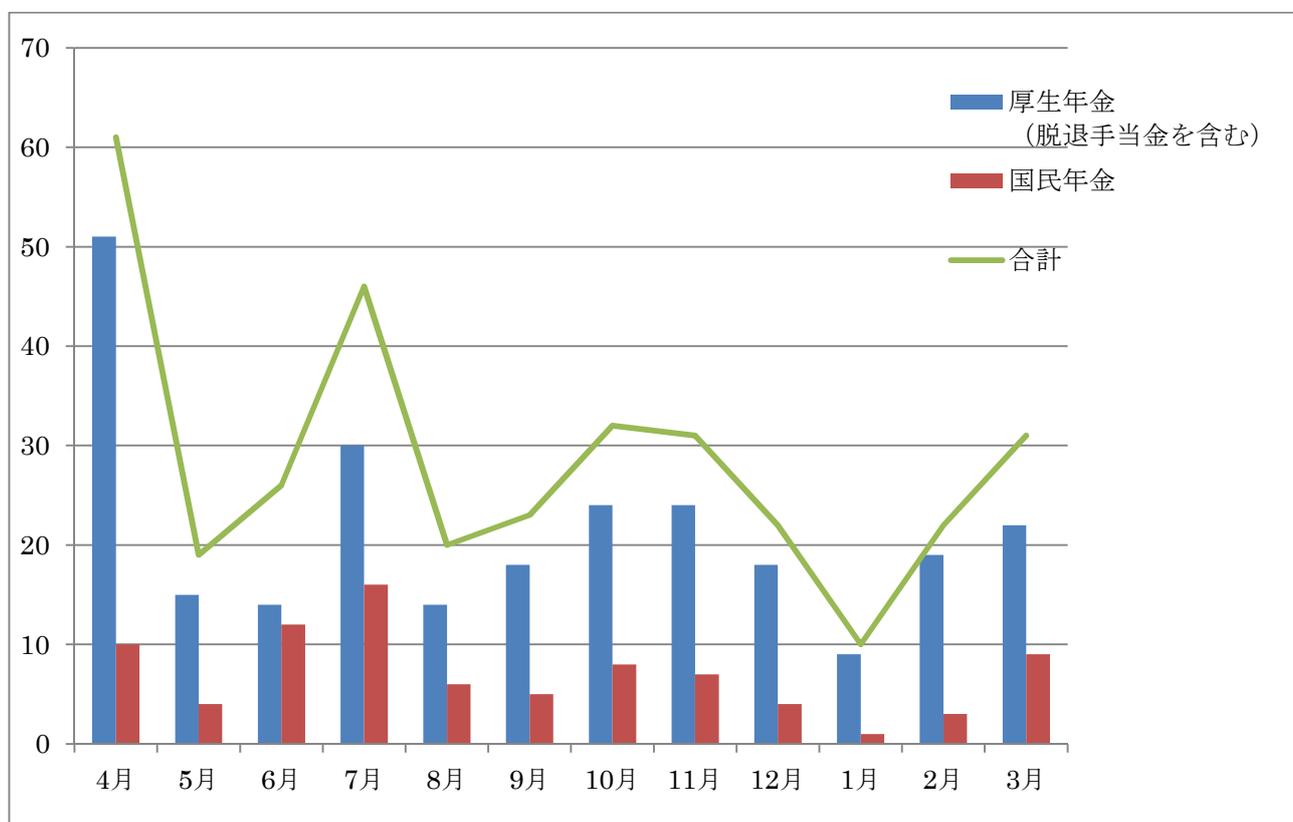


年金記録訂正請求書の月別受付状況

(神奈川県年金審査分室)

(件)

各月	厚生年金保険 (脱退手当金を含む)	国民年金	合計
4月	51	10	61
5月	15	4	19
6月	14	12	26
7月	30	16	46
8月	14	6	20
9月	18	5	23
10月	24	8	32
11月	24	7	31
12月	18	4	22
1月	9	1	10
2月	19	3	22
3月	22	9	31



年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況

(件)

	平成28年2月			平成27年度累計		
	国民年金	厚生年金保険	計	国民年金	厚生年金保険	計
受付件数	67	595	662	774	5,555	6,329
処理件数	64	479	543	714	4,644	5,358
地方厚生(支)局で処理	57	200	257	613	1,734	2,347
訂正決定	11	118	129	94	932	1,026
不訂正決定	46	82	128	514	800	1,314
請求却下	0	0	0	5	2	7
日本年金機構で記録訂正	1	240	241	21	2,581	2,602
訂正請求の取下げ等	6	39	45	80	329	409

- 注) 1 速報値につき、変動することがあります。
 2 受付件数は、平成28年2月中に年金事務所が訂正請求書を受理した件数です。
 3 処理件数は、平成27年3月～平成28年2月に受け付けた訂正請求のうち、2月中に①地方厚生(支)局が処理した件数、②日本年金機構が記録訂正した件数、③訂正請求が取下げ等となった件数です。
 4 訂正決定の件数は、請求期間の一部について訂正決定した事案を含みます。

地方厚生(支)局別年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況

■ 平成27年度累計

(件)

制度名	件数の区分	北海道厚生局	東北厚生局	関東信越厚生局 (右記分室を除く)	関東信越厚生局 (千葉分室)	関東信越厚生局 (東京分室)	関東信越厚生局 (神奈川分室)	東海北陸厚生局	近畿厚生局	中国四国厚生局	四国厚生支局	九州厚生局	計
国民年金	受付件数	32	52	106	57	131	75	67	145	27	13	69	774
	処理件数	29	44	117	62	110	72	58	118	24	14	66	714
	地方厚生(支)局で処理	27	41	105	52	95	68	56	79	23	10	57	613
	訂正決定	7	2	17	11	21	11	12	6	4	0	3	94
	不訂正決定	19	39	88	40	74	56	43	72	19	10	54	514
	請求却下	1	0	0	1	0	1	1	1	0	0	0	5
	日本年金機構で記録訂正	1	0	3	1	3	1	2	8	0	0	2	21
	訂正請求の取下げ等	1	3	9	9	12	3	0	31	1	4	7	80
厚生年金	受付件数	165	406	855	363	1,397	519	618	677	126	93	336	5,555
	処理件数	150	242	640	289	1,148	441	540	706	128	95	265	4,644
	地方厚生(支)局で処理	62	86	255	126	275	170	268	253	83	40	116	1,734
	訂正決定	30	30	144	85	165	87	155	136	50	11	39	932
	不訂正決定	32	56	111	41	110	82	112	117	33	29	77	800
	請求却下	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2
	日本年金機構で記録訂正	81	136	328	129	827	240	222	416	39	39	124	2,581
	訂正請求の取下げ等	7	20	57	34	46	31	50	37	6	16	25	329
計	受付件数	197	458	961	420	1,528	594	685	822	153	106	405	6,329
	処理件数	179	286	757	351	1,258	513	598	824	152	109	331	5,358
	地方厚生(支)局で処理	89	127	360	178	370	238	324	332	106	50	173	2,347
	訂正決定	37	32	161	96	186	98	167	142	54	11	42	1,026
	不訂正決定	51	95	199	81	184	138	155	189	52	39	131	1,314
	請求却下	1	0	0	1	0	2	2	1	0	0	0	7
	日本年金機構で記録訂正	82	136	331	130	830	241	224	424	39	39	126	2,602
	訂正請求の取下げ等	8	23	66	43	58	34	50	68	7	20	32	409

- 注) 1 速報値につき、変動することがあります。
 2 受付件数は、平成27年4月～平成28年2月の間に当該地方厚生(支)局の管内の年金事務所が訂正請求書を受理した件数です。
 3 処理件数は、平成27年3月～平成28年2月に受け付けた訂正請求のうち、平成27年4月～平成28年2月の間に①地方厚生(支)局が処理した件数、②日本年金機構が記録訂正した件数、③訂正請求が取下げ等となった件数です。
 4 訂正決定の件数は、請求期間の一部について訂正決定した事案を含みます。

年金記録の訂正手続きのあらまし

年金記録が間違っていると思われる方は、厚生労働省に対し訂正請求をすることができます。

訂正請求に当たっては、手数料はかかりません。

「訂正請求」とは

年金に加入していた期間や保険料の納付状況など国が管理している年金記録が間違っていると、将来受け取る年金額が少なくなってしまうことがあります。

年金記録が間違っていると思われる方は、年金記録の訂正請求をすることができます。

請求を受けた厚生労働省は、関係法人や行政機関などに対する調査や資料収集を行います。

この結果、請求を認めるときは、年金記録を訂正する決定をします。既に年金を受け取っている方は、訂正後の記録に基づいて年金の額を変更します。年金額が増える場合、過去にさかのぼって変更します。

訂正請求の手続きは、お近くの年金事務所へ

次の書類を、お近くの年金事務所にお持ちいただくか、ご郵送ください。

1. 年金事務所にある書類

- ① 年金記録訂正請求書
- ② 同意書
- ③ 請求の概要

※ 日本年金機構のホームページからもダウンロードできます。書類の記載方法について詳しくは、年金事務所にお問い合わせください。

(<http://www.nenkin.go.jp/shinsei/index.html>)

日本年金機構 申請 **検索**

2. 請求内容に関する状況が分かる資料

次のような書類が「請求内容に関する状況が分かる資料」のひとつとなります。

- ・年金手帳
- ・国民年金手帳
- ・厚生年金保険被保険者証
- ・確定申告書
- ・給与明細書
- ・家計簿の写し
- ・源泉徴収票
- ・預貯金通帳
- ・勤め先の辞令
- ・厚生年金基金加入員証
- ・雇用主や同僚の方の証言（書）
- ・当時の履歴書
- ・勤務実態を示す当時の写真 など

◆ 訂正請求に当たっては、手数料はかかりません。

◆ 年金事務所の所在地は日本年金機構のホームページをご覧ください。

(<http://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>)

日本年金機構 所在地 **検索**

訂正請求できる方

◆ 訂正請求は年金に加入している方（過去に加入していた方を含む）ご本人が行うことができます。

◆ ご本人が亡くなっている場合は、ご遺族の方※が行うことができます。

※ 遺族年金の受給権者であるなど一定の条件があります。

請求期限はありません

年金記録が間違っていると思われる方は、過去のいつの記録であっても、厚生労働省に対して年金記録の訂正を請求することができます。

※ 年金記録が間違っていると思われる方は、お早めに年金事務所にご相談ください。

訂正請求の留意点

- ◆ 厚生労働省（地方厚生(支)局長）は、請求内容について、様々な関連資料（確定申告書、給与明細書、家計簿など）や周辺事情（訂正を求める期間が短期間であり、その期間を除いて全て納付済みになっていること、配偶者は納付済みであることなど）に基づき、総合的に判断します。
- ◆ 調査審議しても、年金への加入や保険料の納付（厚生年金保険は、事業主による保険料控除）などについて、記録訂正につながる資料や周辺事情が乏しい場合には、記録訂正が認められない場合があります。
- ◆ 当時の状況について、関連資料を集め、できる限り思い出していただくとともに、証言等できる方※を教えてくださいなど、的確な判断のためにご協力をお願いします。

※ 請求期間当時の勤務状況、給与からの保険料控除の有無、国民年金保険料の納付状況についてご記憶がある方など。

請求後の流れ

- ◆ 訂正請求を受け付けると、まずは「年金事務所で直ちに記録訂正できるもの」に該当するか記録の確認調査を行います。（6ページQ5参照）
- ◆ 「年金事務所で直ちに記録訂正できるもの」は、年金事務所で速やかに記録を訂正します。年金を受給されている場合は、訂正後の記録に基づく年金の額に変更します。
- ◆ 「年金事務所で直ちに記録訂正できるもの」以外のものは、訂正請求書が地方厚生(支)局に送られます。

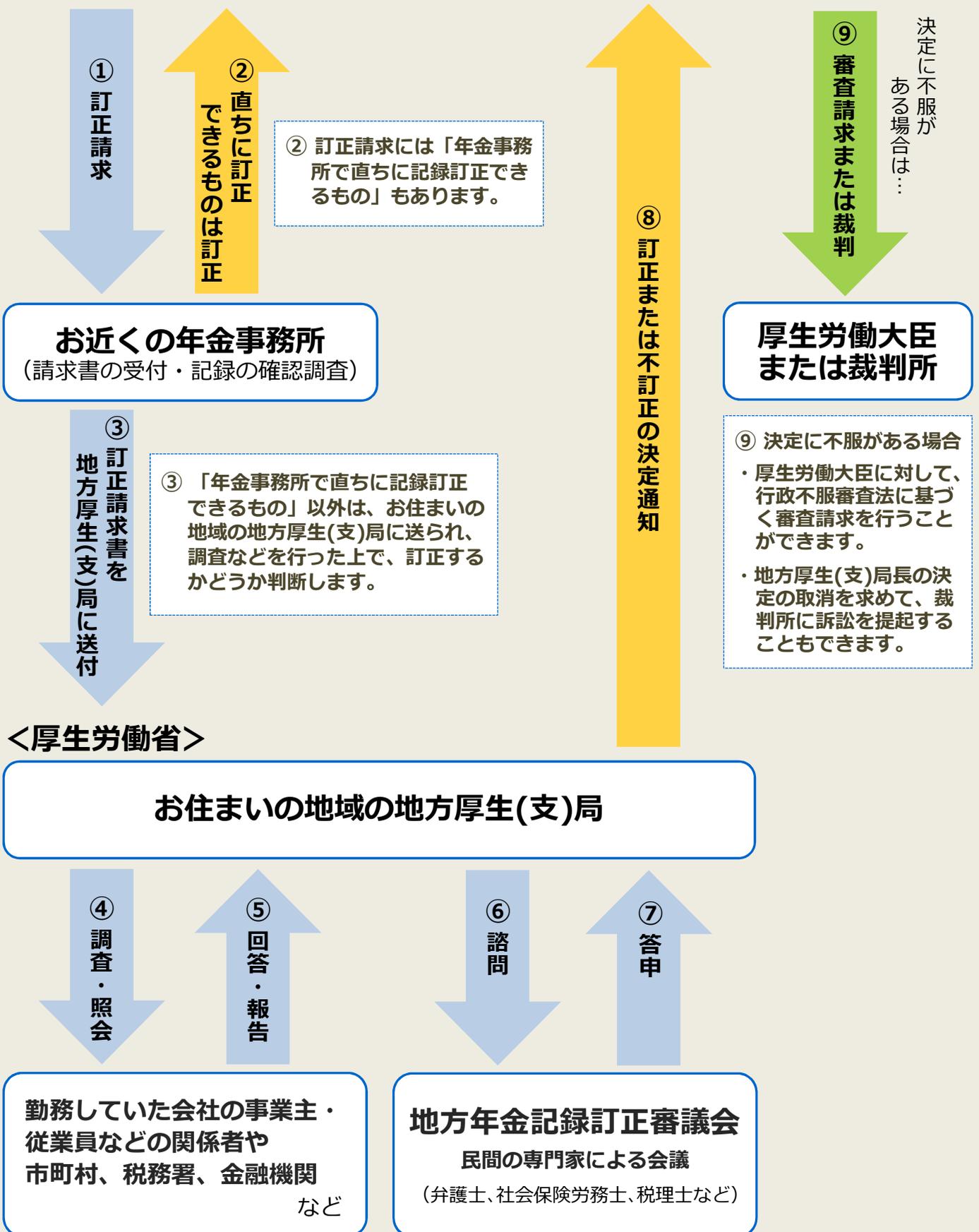
※ 地方厚生(支)局において関連資料や周辺事情の収集・調査を行うため、調査員が必要に応じてご連絡する場合があります。

- ◆ 地方厚生(支)局に送られた訂正請求は、公平・公正な判断を行うため、弁護士、社会保険労務士、税理士などの専門家が、国民の皆さまの立場に立って審議します。
- ◆ その後、専門家の審議結果に基づき、地方厚生(支)局長が訂正（不訂正）決定を行います。

※ 次ページの「年金記録の訂正手続の流れ」を参照ください。

年金記録の訂正手続の流れ

年金記録の訂正を求める方



Q1: どのような年金記録が訂正請求の対象となりますか？

A : 国民年金・厚生年金保険の被保険者であった期間の記録のほか、厚生年金保険に統合された旧船員保険の被保険者期間、旧農林共済組合、旧三公社（JR、JT、NTT）共済組合の組合員期間の記録が対象です。

- ※ 国民年金基金、厚生年金基金の加入員となっている国民年金、厚生年金保険の被保険者の期間については、訂正請求の対象となります。この場合、基金の加入員記録も考慮して訂正の可否が判断されます。
- ※ 国家公務員共済組合（旧陸軍共済組合などを含む）と地方公務員共済組合の組合員期間、日本私立学校振興・共済事業団の加入者期間は対象となりません。なお、戦時中の軍などでの無給嘱託期間については対象となる場合があります。

Q2: 年金記録の訂正請求ができるのは、どのような場合ですか？

A : 年金記録の訂正請求ができるのは、例えば次のような場合です。
詳しくは、年金事務所にご相談ください。

- ◆ A社で働いていた期間について、退職日より前に厚生年金保険の資格を喪失した記録になっているのは誤りなので、訂正してほしい。
- ◆ B社から支払われた賞与のうち、○年○月○日に支払われていた記録がないので、訂正してほしい。
- ◆ ○年○月から△年△月までの国民年金保険料が未納と記録されているが、納付したはずなので訂正してほしい。

Q3: なぜ厚生労働省で年金記録の訂正手続を行うことになったのですか？

A : 総務省（第三者委員会）で行われていた年金記録の「確認申立て」は、年金記録問題に対処するために、平成19年6月に臨時に設けられたものです。しかし、直近では、古い記録の訂正を求める事案のほか、比較的最近の期間を対象とした事案も発生していることから、恒常的な記録の訂正手続を整備することが求められていました。このため、平成26年6月に法律が改正され、平成27年3月から厚生労働省に年金記録の訂正を求める制度が始まりました。

Q4: 総務省（第三者委員会）の年金記録の訂正手続とは違うのですか？

A : 弁護士、社会保険労務士、税理士などの専門家が国民の皆さまの立場に立って審議を行う点では、総務省（第三者委員会）の訂正手続と基本的に同じです。
法律に手続きが規定されたことにより、訂正請求が皆さまの権利として位置付けられ、訂正または不訂正の決定に不服があるときは、厚生労働大臣への審査請求や訴訟提起をすることが可能となったことなどの違いがあります。

- ※ 総務省（第三者委員会）の「あっせん」は行政処分ではないため、不服がある場合、不服申立てや訴訟提起をしても却下される傾向にあります。
- ※ 行政不服審査制度については、総務省のホームページを参照ください。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/fufuku/)

総務省 不服

検索

Q5: 「年金事務所で直ちに記録訂正できるもの」はどのような場合ですか？

A : 例えば次のような場合、専門家による審議を経ることなく、年金事務所で記録訂正できます。詳しくは、年金事務所にご相談ください。

- ◆ 賞与から保険料が控除された給与明細書があるのに、年金記録の中に賞与の支払記録がない場合。
- ◆ 過去に転勤したとき、保険料は引き続き控除されていたが、転勤の前後で被保険者資格が1カ月途切れる事務誤りがあり、事業主もこの誤りを認めている場合。
- ◆ 勤務実態と保険料控除が確認できる給与明細書があるのに、被保険者資格を取得した記録がない場合。

※ 年金事務所での調査や確認に1カ月程度かかります。

Q6: 地方年金記録訂正審議会とは何ですか？

A : 地方年金記録訂正審議会は、訂正請求を国民の皆さまの立場で審議し、公平・公正な判断を行うために設置された、専門家（弁護士、社会保険労務士、税理士など）による会議です。

一つ一つの請求について、年金記録を訂正すべきかどうかを審議して判断します。

Q7: 地方厚生(支)局長の決定は公平・公正なものとなりますか？

A : 地方厚生(支)局長は、上記地方年金記録訂正審議会での審議結果に基づいて訂正（不訂正）決定を行うこととなっており、これに反する決定をすることはありません。こうした仕組みにより、公平・公正かつ客観的な判断となるようにしています。

Q8: 訂正手続には、どのくらいの日数がかかりますか？

A : 訂正を求める内容により調査・審議にかかる日数が異なりますが、請求書を年金事務所へ提出されてから地方厚生(支)局長が決定を行うまで5カ月（140日）程度かかります。

※ 訂正後の年金記録に基づき、変更された額の年金をお受け取りになるまでには、さらに数カ月程度の処理期間が必要となります。

Q9: 地方厚生(支)局長の決定に不服がある場合はどうすればいいですか？

A : 地方厚生(支)局長の決定に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、厚生労働大臣に審査請求をすることができます。

また、地方厚生(支)局長の決定の取消しを求めて、厚生労働大臣への審査請求を経ずに、直接、裁判所に訴訟を提起することもできます。

※ 行政不服審査制度については、総務省のホームページを参照ください。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/fufuku/)

総務省 不服

検索

Q10: 年金記録の誤りを社会保険審査官に申し立てることができますか？

A : 年金記録の誤りのうち、行政処分を伴うものは、社会保険審査官に申し立てることができます。

- ◆ 訂正請求とは別に、従来から、行政処分に対する不服を簡易に取り扱う仕組みとして、社会保険審査官に申し立てるとい制度があります。
- ◆ 年金記録が間違っていると思われる場合、厚生年金保険被保険者資格の取得確認など行政処分を伴うものについては、社会保険審査官に申し立てることができます。国民年金被保険者資格の取得など行政処分を伴わないものについては、社会保険審査官に申し立てることができません。
- ◆ 年金記録の訂正請求制度では、行政処分を伴うもののほか、行政処分を伴わないものも、年金記録の誤りについて訂正請求の対象となります。
- ◆ 社会保険審査官への不服申立ては不服申立期限があるのに比べ、訂正請求は請求期限がないなどの違いもあります。

※ 社会保険審査制度については、厚生労働省のホームページを参照ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/shinsa/syakai/>)

社会保険審査

検索

<年金記録と厚生労働大臣が行う確認・決定の例>

(表1)

人生のできごと	年金記録	厚生労働大臣（日本年金機構） が行う確認・決定
		行政処分であるため社会保険審査官・審査会への申立てが可能
20歳	国民年金被保険者資格の取得	—
国民年金保険料の納付	国民年金保険料の納付状況	—
就職	厚生年金保険被保険者資格の取得・標準報酬月額	厚生年金保険被保険者資格の取得確認・標準報酬月額の決定
賞与支給	標準賞与額	標準賞与額の決定
昇給	標準報酬月額	標準報酬月額の改定
退職	厚生年金保険被保険者資格の喪失	被保険者資格の喪失確認
失業	国民年金保険料の免除の状況	国民年金保険料の免除承認
60歳	国民年金被保険者資格の喪失	—

<年金記録の訂正請求と社会保険審査官への不服申立ての比較>

(表2)

	年金記録の訂正請求	社会保険審査官への不服申立て
請求（不服申立）の対象	表1の年金記録の誤り	表1の確認・決定
請求（不服申立）期間	なし	原則として、処分を知った日の翌日から3カ月以内
受付窓口	年金事務所 (年金事務所で直ちに記録訂正できるもの以外は、地方厚生(支)局へ送付)	社会保険審査官
判断結果	地方厚生(支)局長の決定	社会保険審査官の決定
判断結果に不服があるとき	厚生労働大臣へ審査請求	社会保険審査会へ再審査請求
司法手続との関係	訂正（不訂正）決定が通知されれば、厚生労働大臣への審査請求を経ずに訴訟提起可能	審査請求に対する社会保険審査官の決定を経た後、訴訟提起可能

年金記録の訂正手続の情報提供

◆厚生労働省

厚生労働省 記録訂正

検索

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000071814.html>

◆地方厚生(支)局

北海道厚生局 記録訂正

検索

北海道厚生局

<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido/>

東北厚生局

<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/>

関東信越厚生局

<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/>

東海北陸厚生局

<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/>

近畿厚生局

<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/>

中国四国厚生局

<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/>

四国厚生支局

<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku/>

九州厚生局

<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/>

◆日本年金機構

<http://www.nenkin.go.jp/service/nenkinkiroku/torikumi/tetsuduki/20150303.html>

日本年金機構 記録訂正

検索